

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	平成28年度第1回武蔵村山市個人情報保護審議会
開 催 日 時	平成28年8月10日(水) 午後2時～午後3時6分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：川島会長、福本副会長、加園(和)委員、加園(光)委員、佐々木委員、高橋委員、乃一委員、福澤委員、森本委員、森林委員 欠席者：なし 事務局：文書情報課長、文書情報課主査(法規グループ)、文書情報課主任(法規グループ) 実施機関：市民課長、市民課主査(窓口グループ)
報 告 事 項	(1) 個人情報を取り扱う業務の状況について (2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について (4) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について (5) 保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について (6) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について (7) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について (8) その他
議 題	議題(1) 証明書等のコンビニエンスストア等での交付事業における電子計算組織の結合について 議題(2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題(1) 可とする。 議題(2) 次回の個人情報保護審議会は、平成28年10月4日(火)午後2時から301会議室にて開催することとする。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (○=委員、●=事務局等)	○ 本審議会の会議の公開については、武蔵村山市個人情報保護審議会の会議の公開に関する運営要領第2条の規定に基づき、公開を原則として審議を進めていきます。会議開会前に文書情報課長と協議を行い、非公開情報として取り扱う議題がないと判断しましたので、公開により開催します。  報告事項 (1) 個人情報を取り扱う業務の状況について (2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について (4) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について (5) 保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について (6) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について (7) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について  ○ 報告事項についてですが、御異議がなければ、報告事項(1)から報告事項(7)までを一括での報告とさせていただいてよろしいですか。 ○ 異議なし。 ○ それでは、報告事項(1)から報告事項(7)まで、事務局に報告を求めます。  【説明要旨】

● それでは、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の状況について」から報告事項(7)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」まで、一括して御報告申し上げます。

それでは、まず、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の状況について」、御報告いたします。

会議次第の1ページ及び2ページを御覧ください。

こちらの表は、平成28年6月30日までに市長に報告されております個人情報取扱業務につきまして、部署御との件数をまとめたものでございます。

この件数は、この後、報告事項(2)から(4)までで御報告させていただきます、個人情報を取り扱う業務の開始、変更及び廃止の届出を反映した件数となっております。

2ページの合計欄を御覧ください。6月30日現在、各実施機関における個人情報取扱業務の件数でございますが、市長から議長までの実施機関の合計で、617件となっております。

次に、報告事項(2)「個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について」、御報告いたします。

会議次第の3ページ及び報告資料としております冊子の5ページを御覧ください。

個人情報を取り扱う業務の開始の届出につきましては、「生活困窮者自立相談支援業務」を含む7件ございまして、条例第6条第4項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされております。なお報告資料に記載されたナンバー1の「生活困窮者自立相談支援業務」及びナンバー6の「武蔵村山市保育所等巡回指導・相談員の委嘱等に関する事務」についてですが、個人情報の保有開始年月日が平成27年4月1日ございまして、本来であれば昨年度の第1回目の審議会で報告すべきところでしたが、主管課からの届出が遅れたため今回、報告をさせていただくものでございます。

開始の届出に係る事項の詳細につきましては、報告資料の5ページから7ページまでのとおりでございます。

次に、報告事項(3)「個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について」、報告いたします。

会議次第の4ページ及び報告資料の11ページを御覧ください。

個人情報を取り扱う業務の変更の届出につきましては、「児童手当支給事務」を含む27件ございまして、条例第6条第4項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされております。

変更の届出に係る事項の詳細につきましては、報告資料の11ページから36ページまでのとおりでございます。

次に、報告事項(4)「個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について」、報告いたします。

会議次第の5ページ及び報告資料の39ページを御覧ください。

個人情報を取り扱う業務の廃止の届出につきましては、「日雇労働者報奨金支給事務」を含む5件ございまして、条例第6条第4項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされております。なお、報告資料の41ページに記載されたナンバー5の「保育室助成事務」の個人情報を取り扱う業務の廃止年月日が平成27年3月18日となっておりますが、主管課からの届出が遅れたため今回、御報告させていただくものでございます。

届出に係る事項の詳細につきましては、報告資料の39ページから41ページまでのとおりでございます。

次に、報告事項(5)「保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について」、報告いたします。

会議次第の6ページ及び報告資料の45ページを御覧ください。

個人情報の利用状況の届出につきましては、「各種団体役員名簿管理業務」を含む550件ございまして、条例第6条第4項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされております。

届出に係る事項の詳細につきましては、報告資料の45ページから94ページまでのとおりでございます。

次に、報告事項(6)「保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について」、報告いたします。

会議次第の7ページ及び報告資料の97ページを御覧ください。

保有個人情報の目的外利用の届出につきましては、「介護保険料の賦課徴収事務」による「個人住民税賦課事務」の保有個人情報の目的外利用を含む4件ございまして、条例第8条第5項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされております。

届出に係る事項の詳細につきましては、報告資料の97ページから

98ページまでのとおりでございます。

最後に、報告事項(7)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」、報告いたします。

会議次第の8ページ及び報告資料の101ページを御覧ください。

保有個人情報の外部提供の届出につきましては、「住民基本台帳事務、戸籍事務」を含む38件ございまして、条例第8条第5項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされております。

届出に係る事項の詳細につきましては、報告資料の101ページから114ページまでのとおりでございます。

以上でございます。

**【主な意見等】**

- 事務局の報告について、何か意見、質問はありますか。
- 変更の届出において、「個人番号」と「個人コード」とありますが、どのように違うのですか。
- 個人番号とは、番号法に規定された12桁のマイナンバーのことです。個人コードとは、市が独自で付番をしている番号のことであり、以前は「整理番号」と呼称していましたが、基幹系システムが入れ替わったことにより、名称が変更されたものです。

(8) その他

- 続いて、報告事項(8)「その他」について、事務局に報告を求めます。
- 特にありません。

議題

(1) 証明書等のコンビニエンスストア等での交付事業における電子計算組織の結合について

- 事務局より説明願います。

**【説明要旨】**

- 会議次第の10ページを御覧ください。

平成27年10月5日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる番号法が施行され、本年1月1日より個人番号カードの申請・交付が始まりました。この個人番号カードには電子証明書が格納されており、利用することで、住民票の写しなどの各種証明書をコンビニ等に設置されているキオスク端末、これはタッチパネル等のマルチコピー機のことですが、これにより受け取ることができるようになるものでございます。

本市としても、市民の利便性の向上に資するため地方公共団体情報システム機構が管理する証明書交付センターシステムと本市の住民基本台帳システムとを電子結合し、各種証明書をコンビニで交付できるようにしたいと考えております。

そこで本日は、電子計算組織の結合について諮問させていただくものでございます。電子計算組織の結合とは、市の電子計算組織と他の電子計算組織を直接又は通信回線等により結合することをいいます。

なお、武蔵村山市個人情報保護条例第10条第1項第2号では、電子結合の相手方が電子計算組織により個人情報を処理する市の事務を受託する者である場合は、本審議会に諮らずとも電子計算組織の結合ができると規定しておりますが、先行してコンビニ交付を導入している他の自治体においても、当該自治体の個人情報保護審議会に諮問していること、また、住民票の写しの交付においてマイナンバーを取り扱うことから、より慎重を期すため、武蔵村山市個人情報保護条例第22条第2項第3号に規定する「審議会に諮ることが適当と認められる事項」により今回、諮問させていただくものでございます。

詳細につきましては、市民課より御説明させていただきます。

● 資料に沿って説明させていただきます。

まず、コンビニ交付の概要でございます。資料1の1ページ目を御覧ください。

事業の開始は、平成29年1月を予定していますが、詳細な日程は地方公共団体情報システム機構が指定する日となりますので、現段階では未定です。交付できる証明書は、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍事項証明書、戸籍の附票の写し、市・都民税課税（非課税）証明書の5種類となります。なお、住民票の写しについては、市民課窓口で交付しているものと同様に個人番号の記載有無の選択ができるものとなります。

対応できるコンビニエンスストアは、セブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマートの大手4社と立川市に店舗のあるコミュニティストアとなります。また、コンビニではありませんが、イオンモールむさし村山内のイオンリテールにおいても、交付できるようになりますので、市内で23店舗、全国では約50,000店舗で、本市の証明書の交付が受けられるようになります。

交付可能時間は、午前6時30分から午後11時までとなり、年末年

始を除く通年で取得可能です。

次に多摩26市の導入状況でございますが、平成27年度末現在で既に、5市でコンビニ交付が始まっています。また14市が、今年度来年度で導入を予定しています。導入未定としている7市においても、現在の証明書自動交付機のリース期間満了に合わせて、コンビニ交付を検討していくようです。

次に、各種証明書のコンビニ交付の仕組み及び個人情報の保護措置について御説明いたします。

資料1の裏面、「3 個人情報の保護」を御覧いただきたいと存じます。

まず、仕組みでございますが、市民は、個人番号カード、以下マイナンバーカードとありますが、このマイナンバーカードを持参し、コンビニ等に設置されているキオスク端末において、証明書の申請を行います。これにより、キオスク端末と市の証明発行サーバーとの間で情報のやりとりが行われ、市の証明発行サーバーからキオスク端末へ証明書情報が送信されます。その後申請をした市民が、発行手数料の納付をすることにより、証明書が印刷される仕組みとなっております。

コンビニ交付を利用するためには、マイナンバーカードを使用しますが、このときに必要となるのは、あらかじめ登録した公的個人認証である利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号であり、個人番号を使用することはありません。なお、マイナンバーカードは、厳正な本人確認のもとに交付され、利用者証明用電子証明書についても、自分でパスワードを直接入力し設定するので、他人になりすまして交付を受けることができない仕組みとなっております。そのため、本人がパスワードを他人に教え、マイナンバーカードを貸す以外は、個人情報は保たれます。仮にマイナンバーカードを落とし、他人が拾った場合でも、パスワードがわからないため、他人がコンビニ等で各種証明書を発行し個人情報を取得することはできません。このコンビニ交付のシステムは、コンビニの店頭にあるキオスク端末を自ら操作して証明書の発行を受けるため、店員が介在する余地がないこと、マイナンバーカードや発行された証明書の取り忘れに対しては警告の音声流れること、証明書を発行した後は、端末内に一切データが残らない仕組みであること、個人情報が保存されている住基、税務、戸籍の各システムサーバから証明発行サーバに送信された証明書データは、証明発行サーバーにおいてPDF化されデータ送信されるため、データ加工は不可能となっております。

次に、システム構成について御説明いたします。資料2の3ページ2のシステム構成イメージを御覧ください。

まず、図の真ん中にある証明書交付センターとコンビニ事業者との間のネットワークについては、第三者からのアクセスを排除するため、閉域性が確保された専用回線を使用します。

次に、図の右の真ん中に記載された地方公共団体においては、既存住基システム、税務システム、戸籍システムから証明発行サーバーに個人番号や個人情報という証明書交付に必要な情報を送付します。証明発行サーバー内では、個人番号は暗号化して格納されます。そして、証明書の交付申請があると、証明発行サーバーから証明書交付センターへPDFに加工された証明書データが送信されますが、個人番号が使われるのは、個人番号記載の住民票の写しを交付するときのみとなります。この証明発行サーバーと証明書交付センターとの間で、証明書データのやり取りを行いますが、このデータのやりとりを行うため電子計算組織の結合が必要となるものでございます。また、データのやりとりはLGWAN回線を利用します。LGWAN回線は、地方公共団体間の専用回線であり、一般のインターネット回線から隔離され、さらに、回線上の情報を暗号化して情報を送受信します。証明書交付センターと図の右上にある公的個人認証サービスセンター間の情報の送受信に関しましては、インターネット回線を使用しますが、使用するマイナンバーカードのシリアル番号と暗証番号を送信し、そのカードにおける公的個人認証が、現在有効なものか、失効していないかを確認するだけのものであり、個人情報の送受信は行われません。証明書交付センター及び公的個人認証サービスセンターはいずれも、地方公共団体情報システム機構が設立、管理、運営しています。地方公共団体情報システム機構は、全国の自治体が運営する組織として、住基ネットに関する事務、公的個人認証に関する事務、個人番号に関する事務などを地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対して支援を行っています。現在は、個人番号の生成・通知及びマイナンバーカードの作成を行う運用機関として、全自治体から委任を受けています。

続いて、資料2の5ページ及び本日机上に追加で配布をいたしました「参考資料」を御覧ください。

コンビニ交付においては、参考資料1ページ目のように窓口で使用している改ざん防止用紙ではなく普通紙を使用することから、複数の偽造防止措置を施すことで、個人情報の不正取得を防止しています。具体的

な偽造防止措置は3点あり、1点目がけん制文字の印刷です。これは、参考資料の2ページのとおり証明書の両面にはコピーすると「複製」という文字が浮き上がる特殊な印刷です。具体的には、参考資料の1ページ目をコピーすると2ページのように「複製」という文字が印字されるものでございます。

参考資料の3ページ目を御覧ください。

2点目はスクランブル画像の印刷です。これは、証明書データに暗号処理を施したスクランブル画像が裏面に印刷されることにより、証明書が改ざんされていないかのチェックができるものでございます。証明書の裏面に印刷されたスクランブル画像をスキャナーで読み取り、そのデータをインターネット上の問合せサイトに送りますと、暗号を解除した画像が画面に表示されますので、証明書のおもて面と見比べることで、改ざんされていないかを確認できます。

3点目が偽造防止検出画像の印刷です。この偽造防止検出画像は証明書のうら面に印刷されているもので、参考資料の4ページのイラスト①の左下のとおり目視で確認できる可視画像、この①のイラストの桜のことですが、これに加え、可視画像の中に隠れている潜像画像、イラスト③のパソコンの画面に表示されている丸証という文字が印刷されているものです。イラスト②のとおり特殊な画像確認器具を利用することで潜像画像を確認できます。コピーをした証明書は、潜像画像が欠落しているため、偽造の有無について確認ができます。

次に、戸籍事務システムの機能追加について説明いたします。

資料1の2ページを御覧いただきたいと存じます。

戸籍の届出は、24時間行うことができ、届出の効力は届出の受領の時に生じます。しかし、戸籍の記載が完了するまでには、数日から1週間程度を要することもあり、この間に戸籍証明書が交付されると、効力が生じる届出書の受領の日に戸籍に記載されていない事項が記載されないままの戸籍証明書が発行されてしまうことになり、戸籍の信用性を損なうことになりかねません。そこで、こういった事態の発生を防ぐために、時間内に窓口で戸籍届出を受領した場合には、すぐに発行抑止処理を行っていますが、時間外に宿直室で受領した戸籍に対しても、直ちに、証明書の発行抑止処理を行い、コンビニでも証明書が発行できないようにします。そこで、発行抑止処理を行う端末は、宿直室に設置し、電算室からは専用線で接続します。また、端末は発行抑止処理のみを行う機能に限定したものとし、届出者が本市に本籍がある場合



のみ、該当者を生年月日または氏名で検索します。検索結果は、該当者候補一覧の本籍、氏名、生年月日だけが表示され、戸籍の内容は表示されません。その中から、該当者を選択し、発行抑止処理を行います。戸籍事務については、法務局に届け出た戸籍事務補助者でなくては行えないこととなっていますが、証明書の発行抑止事務は、記載されているべき届出事項が未だ記載されていない戸籍証明書が発行されることを防止するという、戸籍事項に対して何らの判断を必要としない事実行為にすぎないので、戸籍事務補助者としての地位を必要とするまでのことはないと考えられ、嘱託職員や委託事業者である宿直員による対応も認められています。なお、戸籍届出に基づき、戸籍の記載を行うのは、戸籍事務補助者である職員に限られており、決裁が済むと同時に抑止は解除され、証明書の発行が可能になります。

以上、市の各システムサーバと証明発行サーバ及び証明書交付センターシステムとの電子計算組織の結合を行うこととなるため本日の審議会に諮問させていただいたところでございます。なお、参考となりますが、コンビニ交付普及のためには、マイナンバーカードの交付率を上げる必要がありますが、7月20日現在の本市における申請率は8.3%となっています。

最後に、特定個人情報保護評価、以下「PIA」といいますが、このPIAの実施について御説明いたします。資料3及び資料4の「特定個人情報保護評価書」を御覧ください。

PIAとは、個人情報を保護するための措置の一つで、個人のプライバシーなどの権利利益に与える影響やリスクを分析し、適切な措置がとられているかを事前に評価・公表するというものです。先ほどお伝えしたとおり、証明発行サーバーで個人番号を管理することとなることから、証明発行サーバーについて資料3及び資料4の評価書内に記載する必要があります。既存住基システムにおけるPIAについては、資料3「住民基本台帳に関する事務」のとおり、また個人住民税システムにおいては資料4「個人住民税に関する事務」のとおり、既に評価書にシステム名称を記載し、PIAを実施しておりますが、新たに証明発行サーバーでも個人番号を管理することとなるため、PIAを実施する必要があります。このため、資料3及び資料4の2ページ1、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の③システムの名称欄に、「証明発行サーバー」を追加し資料3及び資料4の評価書を個人情報保護委員会に再提出する予定であります。なお、評価書の再提出時期については9月頃を予

定しております。

説明は以上となります。御審議の程よろしくお願いたします。

**【主な意見等】**

○ 時間外における戸籍の受付は宿直室で行うとのことですが、受付日も宿直室で受け付けた日ということですか。

● その通りです。婚姻届等の戸籍に関する受付は、24時間可能であり宿直室で受け付けた場合は、その日が受付日となります。

また、戸籍は受け付けた日から効力を発生しますが、戸籍の記載が完成するまでに、1週間程度時間を要することから、戸籍の記載が完成するまでは証明書の発行を抑止をします。

○ コンビニ交付が始まることから以上のような対応をされるということですか。

● 現行では、市民課窓口でのみ証明書の発行をしているため、時間外に宿直室に婚姻届等を受け付けた場合、その翌日に市民課において証明書の発行の停止処理をし、戸籍記載前の証明書を発行できないようになっておりますが、コンビニ交付が開始されると、宿直室に婚姻届等提出し、その場でコンビニエンスストアへ戸籍の証明書の発行に行かれると、変更前の戸籍で証明書が発行されてしまう可能性があるため、宿直室において証明書の発行を抑止できるようにするものです。

○ 本日は、電子計算組織の結合についての諮問ということですが、市の証明発行サーバーと地方公共団体情報システム機構が管理をする証明書交付センターシステムが電子結合するという理解で間違いはないですか。

● その通りです。資料2の3ページのシステム構成イメージ図の右側にある、市の証明発行サーバーと証明書交付センターとのシステムを結合することについて御意見を伺うものです。

○ 個人情報保護の観点から、これらのシステムがサーバー攻撃等を受けて個人情報が漏れることはないのですか。

● 市と証明書交付センター間、コンビニエンスストアと証明書交付センター間においては、個人情報のデータの送受信を行います。セキュリティ精度の高いL2回線や専用回線で接続されるため、他のパソコンから一切接続ができないものとなっております。また、公的個人認証サービスセンターと証明書交付センター間においては、イ

ンターネットを使用しますが、ここでは、個人情報についてのやりとりは行いません。

○ 他の地方公共団体においては、サイバー攻撃により情報が漏えいしている事案があるが、サイバー攻撃に対する防御についてはどのようなになっているのですか。

● ファイアウォールによるセキュリティ対策をしていること、また専用回線を使用し、データを暗号化して送受信することでサイバー攻撃に対する防御としています。

○ 先行している自治体では、セキュリティについて問題は発生していないのですか。

● 現在のところ、そういった事例は聞いておりません。

○ 全国的に、コンビニ交付は普及しているのですか。

● 地方公共団体情報システム機構においてコンビニ交付を推進していることや、国においても特別交付税を措置するとしていることから、全国的に普及が進んでおります。

○ 資料1に記載された平成27年度の証明書等交付枚数は合計約10万枚となっており、仮に年間200日の稼働とした場合の1日平均の交付枚数は500枚となりますが、この500枚のうちコンビニエンスストアからの交付されるのは何枚になるのでしょうか。

● 交付率が7%台であった住民基本台帳カードの自動交付では、対窓口における交付の割合が、住民票の写しで約30%、印鑑証明書で約57%の受取となっています。マイナンバーカードの申請率は今現在で9%であり、これらと同様の割合がコンビニエンスストアからの交付になると考えております。

**【審議結果】**

○ 議題(1)について、電子計算組織の結合を可とします。

**議題(2)その他**

○ 議題(2)その他を議題とし、事務局に説明を求めます。

**【説明要旨】**

● それでは、議題(2)その他 アの「第2回武蔵村山市個人情報保護審議会の開催日（予定）」について御説明いたします。

本審議会委員の任期が平成28年9月30日をもって満了となることから、武蔵村山市個人情報保護審議会委員の委嘱書交付式及び第2

	<p>回武蔵村山市個人情報保護審議会を10月4日(火)午後2時から本日同様301会議室にて開催したいと考えております。当日は、会長の互選及び副会長の指名を議題とする予定でおりますので御出席を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>説明については以上でございます。</p> <p>【主な意見等】</p> <p style="text-align: center;">～意見なし～</p> <p>【審議結果】</p> <p>○ 第2回武蔵村山市個人情報保護審議会は、10月4日午後2時から301会議室にて開催することとします。</p> <p style="text-align: right;">- 以上 -</p>
--	--

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 80%; margin: 10px 0;"></div>	傍聴者： <u>0</u> 人
-----------------	--	-----------------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等： ) <input type="checkbox"/> 非開示(根拠法令等： )
------------------	---

庶務担当課	総務部 文書情報課 (内線：385)
-------	--------------------